第三条の二第十三項を同条第十九項とし、同項の前に次の六項を加える。

13　前条第八項及び第九項の規定は、前項の申請書の提出があつた場合について、同条第十項の規定は、法第五条の三第六項の規定による承認の取消しの処分を行う場合について、それぞれ準用する。

14　特定振替社債等につき法第五条の三第四項第八号の承認を受けようとする者が特定振替割引債につき法第四十一条の十三の三第七項第十号の承認を受けている場合における第十二項の規定の適用については、同項中「その者が同項第二号に規定する特定口座管理機関（第十六項において「特定口座管理機関」という。）又は同条第四項第三号に規定する特定間接口座管理機関（第十六項において「特定間接口座管理機関」という。）である旨を特定振替機関が」とあるのは「法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債につき同項第十号の承認を受けていることを」と、「当該特定振替機関」とあるのは「特定振替機関」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時において法第五条の三第四項第八号の承認があつたものとみなす。

15　法第五条の三第七項に規定する政令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものとする。

16　特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関は、財務省令で定めるところにより、その受けた法第五条の三第七項の規定による通知が書面による方法で行われた場合には当該書面を保存し、その受けた同項の規定による通知が前項に規定する方法で行われた場合には当該通知がされた事項を同項に規定する電子情報処理組織に係る入出力装置（財務省令で定めるものに限る。）を用いて出力することにより作成した書面又はマイクロフィルムにより保存しなければならない。

17　法第五条の三第八項に規定する政令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものとする。

18　特定振替社債等（法第五条の三第一項に規定する一般社債等に該当するものに限る。）の利子等の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、その受けた同条第八項の規定による通知が書面による方法で行われた場合には当該書面を保存し、その受けた同項の規定による通知が前項に規定する方法で行われた場合には当該通知がされた事項を同項に規定する電子情報処理組織に係る入出力装置（財務省令で定めるものに限る。）を用いて出力することにより作成した書面又はマイクロフィルムにより保存しなければならない。

第三条の二の二第三十二項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は法第四十一条の十二の二第四項」に改め、同条第三十四項ただし書中「前条第十七項」を「前条第二十四項（同条第二十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第二十六条の二十第二十七項（同条第二十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「同項」を「前条第二十四項若しくは第二十六条の二十第二十七項」に改める。

第三条の三第九項中「日以後」を「日の翌日から同日以後」に、「期間内に開始する公社債の利子等の計算期間に対応する」を「間に支払を受けるべき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第三条の四　法第八条の二第一項第一号に規定する政令で定める取得勧誘は、同号の受益権の募集が国内において行われる場合にあつては、当該募集に係る金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘（以下この条において「取得勧誘」という。）が同項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとし、当該受益権の募集が国外において行われる場合にあつては、当該募集に係る取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書（次項において「目論見書」という。）その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。

2　法第八条の二第一項第二号に規定する政令で定める取得勧誘は、同号の社債的受益権の募集が国内において行われる場合にあつては、当該募集に係る取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、目論見書及び資産の流動化に関する法律第二条第十四項に規定する資産信託流動化計画（以下この項において「資産信託流動化計画」という。）にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとし、当該社債的受益権の募集が国外において行われる場合にあつては、当該募集に係る取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、目論見書その他これに類する書類及び資産信託流動化計画にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。

第四条第二項中「同法」を「所得税法」に改め、同条第四項中「投資信託又は」を「投資信託若しくは」に改め、「受益権」の下に「又は法第八条第一項に規定する社債的受益権」を、「収益の分配」の下に「又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当」を加え、同条第九項中「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改め、同条第十項中「第四条の三第二項」を「第四条の三第三項」に改める。

第四条の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「配当等」を「利子等又は配当等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第五項の」を「第八項の」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の表中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の表以外の部分中「係る」の下に「利子所得又は」を加え、同表第百二十条第三項第三号の項中「租税特別措置法」の下に「第三条の三第三項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）」を加え、「配当所得の課税」を「配当所得等の課税」に改め、「）に係る」の下に「利子所得若しくは」を加え、同表第百六十六条の項中「配当所得の」を「配当所得等の」に、「配当所得」を「利子所得若しくは配当所得」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の表中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「委託者指図型投資信託約款その他これに類する書類」を「委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第八条の四第一項に規定する政令で定める利子等は、次に掲げる利子等とする。

一　所得税法第百六十一条第四号に掲げる利子等のうち同法第二百十二条第二項の規定の適用を受けるもの

二　法第六条第一項に規定する民間国外債の利子（同条第二項に規定する利子をいう。以下この号において同じ。）及び同条第十一項に規定する外貨債の利子のうち、同条第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの

2　法第八条の四第一項に規定する政令で定める配当等は、次に掲げる配当等とする。

一　所得税法第百六十一条第五号に掲げる配当等のうち同法第二百十二条第二項の規定の適用を受けるもの

二　法第九条の六第七項第一号に規定する外国特定目的信託の利益の分配又は同項第二号に規定する外国特定投資信託の収益の分配のうち、同条第五項の規定の適用を受けるもの